

2023.10.02

## ESG リスクトピックス <2023 年度第 7 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

### 今月のトピックス

#### <気候変動>

#### ○国連環境計画、「世界の気候変動訴訟報告書」を公表

（参考情報：2023 年 7 月 27 日付 国連環境計画 HP

<https://www.unep.org/resources/report/global-climate-litigation-report-2023-status-review>）

国連環境計画（UNEP）は 7 月 27 日、気候変動の影響を受けた人々や NGO が、企業や政府などを相手に起こす気候変動訴訟に関する動向をまとめた「世界の気候変動訴訟報告書」を公表した。同様の報告書は 2017 年と 2020 年にも公表されており、今回の報告書は 3 回目の発行となる。

報告書によると、気候変動訴訟の件数は 2017 年版で 884 件、2020 年版で 1,550 件、2023 年版で 2,180 件であり、報告書ごとに調査法域は拡大している影響はあるものの、全体として訴訟件数は増加傾向にあると言える。訴訟全体の約 70%が米国での事例だが、年々米国外での訴訟件数の割合は増加しており、今回は約 17%が途上国での訴訟と報告されている。特にブラジル、インドネシアなど、熱帯雨林の多い国での訴訟が目立つ。

気候訴訟の最も目立つカテゴリーの 1 つに「気候権利」の利用が挙げられる。これは気候変動の緩和や適応への対応が不十分なことにより、原告の権利を侵害すると主張するものである。特に国内訴訟の事例では、人権、健康的な環境へのアクセス権、自然権等を侵害する事象として気候変動が取り上げられる傾向にある。

またこれまでは GHG 排出の削減計画等のコミットメント違反で政府や地方政府が訴えられるケースが多かったが、近年は企業に対する訴訟事案も増えてきている。

訴訟はいずれも NGO が原告となることが多い。本報告書によれば、NGO は投資家保護や消費者保護といった観点から、グリーンウォッシュ\*を取り上げる訴訟も起こしている。

気候変動訴訟に関する今後の見通しとして、同報告書は過去 2 回の報告書と同様に、気候変動による移住に関連する訴訟、異常気象の増加に伴う訴訟件数の増加、原告への救済策の確実な実行の 3 つを継続的なトレンドとした。また今回の新たな傾向として、国境を越えた責任追及、気候変動の影響を受けやすい層からの訴訟の増加、気候活動家を対象としたものを含む反気候変動のバックラッシュ訴訟の増加の 3 つを挙げた。

気候変動訴訟は近年、グリーンウォッシュなど様々な観点からの訴訟も増えており、今後も事例の数とその種類は増えていくと考えられる。特に企業においては、気候変動に関連する情報開示をただ行うだけでなく、理にかなった目標や削減計画になっているかなどを確認して、適切な情報開示を行っていくことが重要であると言える。

\* 企業等が、実態を伴わないのに、環境に配慮した取り組みをしているかのように見せかけること。

<生物多様性>

○グリーンインフラ推進戦略 2023 策定 官民の両輪でグリーンインフラの普及・実装を目指す

(参考情報：2023年9月8日付 国土交通省 HP

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10\\_hh\\_000300.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000300.html))

国土交通省は9月8日、グリーンインフラの本格的な実装フェーズへ移行するための「グリーンインフラ推進戦略 2023」を公表した。ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル、GX等の世界的潮流を背景に、2019年に策定された前戦略を全面改訂した。2023年の戦略はグリーンインフラの目指す姿(「自然と共生する社会」)や、取組に当たっての7つの視点(「連携」「コミュニティ」「技術」「評価」「資金調達」「グローバル」「デジタル」)を示すとともに、官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・実装することを目指し、国土交通省の取り組みを総合的・体系的に位置づけている。

同戦略の取り組みのポイントは以下の通りである。

- ① 産学官金の多様な主体の取り組みの促進  
(グリーンインフラ官民連携プラットフォームの深化等)
- ② 実用的な評価・認証手法の構築  
(都市緑地等のグリーンインフラに係る評価制度の構築、TNFD\*との連携等)
- ③ 新技術の開発・活用の促進  
(新技術開発、自然資本のデジタル基盤情報の開発等、各技術指針への位置づけ等)
- ④ 支援の充実(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等)

様々な人々がグリーンインフラの意義や効果を認識できるように、グリーンインフラの「実用的な効果・認証手法の構築」を重視している。同戦略は、ESG投資等の資金を呼び込むために、客観的な形でグリーンインフラの効果の定量的評価やそれを認証する仕組みを社会が構築するとともに、SBTs for Nature\*\*やTNFDなどの動きを踏まえる必要があるとしている。また資金調達のあり方として、政府のGX戦略と同様に、グリーンインフラの分野においても官民が協力して投融资を行うブレンデッドファイナンスの観点が重要としている。

TNFDは、企業等が自然関連課題について管理・情報開示をするためのフレームワークの第一版を9月19日(日本時間)に公表した。すでに一部の環境先進企業がTNFDに沿った試行的な情報開示を行っており、第一版の公表によって開示の動きはさらに加速するであろう。

グリーンインフラと関係性の深い建設や不動産などのセクターは、同戦略に沿って具体化されるであろう評価・認証制度の動向を注視し、自社の自然関連情報開示と整合を取りつつ、積極的に推進することが期待される。

\* Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (自然関連財務情報開示タスクフォース)のこと。企業や金融機関等が、自然資本及び生物多様性に関する依存やインパクト、リスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを開発する国際的な組織。

\*\* Science Based Targets for Nature のこと。科学的根拠に基づく企業の自然に関する目標設定の枠組み。2023年5月に淡水域の目標設定ガイダンス第一版が公表されたが、陸域や海域の目標設定ガイダンスは今後拡充予定。

## <生物多様性>

### ○外来種による損失は世界で 62 兆円超、企業も主体的対策求められる

(参考情報：2023 年 9 月 5 日付環境省 HP 「IPBES 総会第 10 回会合の結果について」)

[https://www.env.go.jp/press/press\\_02103.html](https://www.env.go.jp/press/press_02103.html)

外来種（元来その種が生息しない国や地域に持ち込まれた生物）の侵入による全世界の年間経済的損失が、2019 年は 4,230 億米ドル（約 62 兆円）にのぼることが分かった。9 月 2 日までドイツ・ボンで開催された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES)」の総会で発表された。商品の輸出入を通じて侵入することも多いため、企業にも主体的な防止対策が求められる。

損失額は、「侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価」報告書で明らかにされた。それによると、侵略的外来種は世界で 3,500 種以上を記録。それらによる損失は年々増え続けているという。外来種のうち、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを侵略的外来種、さらに、生態系や人命・身体、農林水産業へ被害を与えるおそれがあるため、輸入や放出、飼養などを規制する必要があるものを特定外来種という。

外来種対策の経済的コストに関する国際研究プロジェクトが作成したデータベース「InvaCost」によると、日本では、2017 年までに被害と対策にかけた費用は 620 億円とされ、その後も増加傾向にある。外来種は在来の生物に影響を与える場合がある。日本の外来種は、分かっているだけでも 2,000 種にのぼる。政府は 4 種群 23 種を特定外来種に指定している。

日本政府は 2022 年 5 月に、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」を一部改正した。背景には、ヒアリが中国や米国からの輸入品に付着して国内に侵入するケースが続発し、放置すれば定着する危険性が急増、対策の強化が急務になったためだ。この改正で、それまでは国が港湾や空港などで行っていた水際的な防除に、地方自治体などが加わり、防除・調査のための立ち入り権限や検査対象、消毒・廃棄の命令範囲などが拡充された。ヒアリは南米原産で、在来のアリや両生類等を攻撃し、生態系のバランスを壊すだけでなく、人間が刺された場合は激しい痛みやじんましん、アナフィラキシーを引き起こす場合もある。

これらを受け国内の産業界も、サプライチェーンを通じた外来種の拡散を防止すべく取り組みに乗り出している。例えば、全日本トラック協会は、会員企業に向けてヒアリなどの特定外来種に関する理解に加えて、事業での拡散のリスクや対策の周知を図っている。一方、食品大手のカゴメは、原料の温室トマトの生産時における予防策として、受粉を外来のセイヨウオオマルハナバチから在来種のクロマルハナバチに切り替えた。

2022 年 12 月、生物多様性愛知目標に替わる昆明・モントリオール生物多様性枠組 2050 が採択され、そのミッションターゲット 6 では、2030 年までに侵略的外来種の導入率および定着率を 50% 以上削減する目標を掲げている。また、2023 年 9 月には自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) が、企業の事業における生物多様性への依存・影響、リスクや機会を調べ、戦略や目標等を開示する枠組みを発表した。

企業はサプライチェーン上流の原材料調達、下流の輸送、また直接的な土地の利用など、事業を行う上で多かれ少なかれ生物多様性に依存し影響を与えている。外来種に関してもミツバチのような受粉により果実を得る依存もあれば、ヒアリのように自らの商品やサービスの輸送の影響で生態系を破壊するリスクがある。この外来種の問題を、企業は自らの事業上の問題として捉え、産業界全体で対策を加速していくことが必要だ。

## <ビジネスと人権>

### ○不平等と差別の構造、「解体が緊急に必要」、国連人権作業部会が日本調査で表明

(参考情報：2023年8月4日付 国際連合人権高等弁務官事務所 HP

<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/development/wg/statement/20230804-eom-japan-wg-development-japanese.pdf>)

国連「ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGPs)」の普及促進を目的とする国連人権理事会の「ビジネスと人権」作業部会は8月4日、訪日調査のミッション終了声明を公表。その中で、日本国内に、官民による取り組みが不十分な人権課題に「懸念を抱く」とし、女性や障がい者、外国人労働者などのぜい弱な対象への「不平等と差別の構造の完全な解体が緊急に必要」と表明した。

声明では、日本国内での「ビジネスと人権」の認識について、東京以外の地方や中小企業で浸透が不十分として政府の取り組み強化の必要性を強調。具体的な問題に、長時間労働や、外国人労働者・先住民などマイノリティの権利保護などを指摘した。

今回の作業部会の調査にあたっては、国内の大手マスメディアの報道が特定の大手芸能事務所に関するスキャンダルに集中。その他の指摘への注目が希薄だったが、実際には日本の社会や企業に根強く残る人権軽視の構造的問題への言及が声明の大半を占めた。

声明は、日本国内の「リスクにさらされているステークホルダー」に、▽女性▽LGBTQI+▽障がい者▽差別部落▽先住民族と少数民族▽技能実習生と移民(外国人)労働者▽労働者・労働組合▽子どもと若者——を特定。特に企業活動に関連深い問題として、女性の社会進出の遅れや待遇格差、障がい者の低雇用率、外国人技能実習生への差別的処遇などに触れた。一方、大手芸能事務所の問題には最後段で触れているものの、メディア企業が「不祥事のみ消しに加担」と断定した上で、搾取的な労働条件がハラスメントを助長したとして業界全体の問題との見方を際立たせる内容だった。

今回の調査は、「ビジネスと人権」作業部会が人権の状況が懸念される国に人権問題の専門家等を派遣・調査して人権理事会に報告し、各国に状況改善を促す取り組み。本声明は暫定的なもので、最終報告書は24年6月に国連人権理事会で提出されるが、報告書に法的拘束力はない。

作業部会が指摘した日本の主な人権課題は以下の通り。

- 東京以外の地方で UNGPs や日本政府の「ビジネスと人権に関する行動計画」(NAP) に基づく人権上の義務と権利の理解浸透が不十分
- NAP の策定に、労働組合や市民社会・地域社会の代表、人権活動家が関与していない
- 中小企業に UNGPs の理解が広がっていない。企業(特に中小)の担当者育成に政府の関与が必要
- 幅広い人権問題に対する裁判官の認識が低い
- 国際基準を満たした政府から独立の人権救済機関が未設置
- 女性、LGBTQI+、障がい者、差別部落、先住民族・少数民族、技能実習生・移民(外国人)労働者、労働者・労働組合、子どもと若者の人権に明らかな課題
- メディア・エンターテインメント業界の搾取的な労働条件が、性的な暴力・ハラスメントを不問に付す文化を作り出した

## <労働災害>

### ○厚生労働省が「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」を改正

(参考情報:2023年9月1日付 厚生労働省HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34888.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34888.html))

厚生労働省は9月1日、「心理的負荷による精神障害の認定基準」を改正した。今回の改正は、近年の社会情勢の変化や労災請求件数の増加等に鑑み、本年7月に、「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」(以下「専門検討会」という)が取りまとめた報告書に基づいて行われた(改正のポイントは、ESG リスクトピックス「2023年度第5号」を参照)。

今回の改正で、認定基準の「業務による心理的負荷評価表」に記載されている「具体的出来事」について、「出来事の類型」の追加や統合、「心理的負荷の強度を『弱』『中』『強』と判断する具体例」の拡充が行われた。「出来事の類型」の「パワーハラスメント」に関して、これまで示されていた具体例は、厚生労働省が示すパワーハラスメントの6類型(「精神的な攻撃」、「身体的な攻撃」、「過大な要求」、「過小な要求」、「人間関係からの切り離し」、「個の侵害」)のうち、「精神的な攻撃」と「身体的な攻撃」の2類型のみだったが、6類型すべてが明記された。

同評価表へは、2020年6月のパワーハラスメント防止対策の法制化に伴い、「パワーハラスメント」の項目が追加されており、当時の認定基準でも、運用上は6類型すべての行為を対象としていた。今回の改正で評価表にも明記され、実務上の対応と評価表上の記載内容が揃った形となった。

今回の見直しによりパワーハラスメントを原因とする精神障害の労災認定の判断基準が変更されるものではなく、企業においては、これまで実施してきた各種ハラスメント防止の取り組みを今後も継続することが求められる。

本認定基準は将来的にも定期的な見直しを検討されると考えられることから、引き続き、「専門検討会」での検討状況や議論の内容を注視する必要がある。

### ○日本監査役協会が取締役のコンプライアンス意識調査の結果を公表

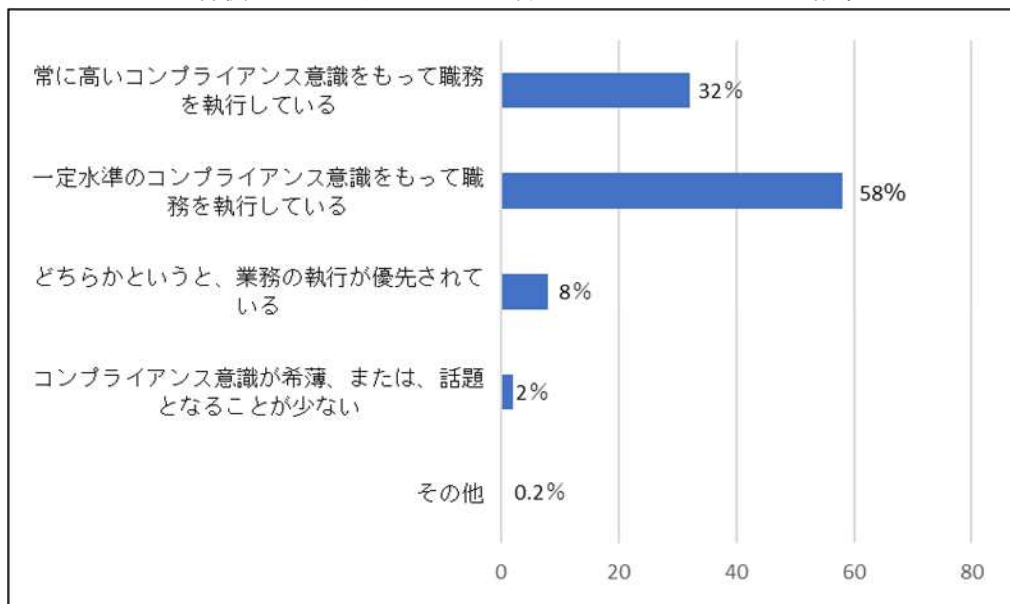
(参考情報:2023年8月8日付 公益社団法人日本監査役協会HP:

<https://www.kansa.or.jp/wp-content/uploads/2023/08/el20230807tekiji.pdf>

公益社団法人日本監査役協会は2023年8月8日、取締役のコンプライアンス意識調査の結果を公表した。本調査は、企業不祥事の未然防止のためには、取締役における法令遵守の精神が重要であるとの考えのもと、「取締役のコンプライアンス意識」をテーマに設定し行われ、2,655社から回答があった\*。

本調査結果によると、「貴社の取締役のコンプライアンス意識について最も近いものはどれですか?」という設問に対し、「どちらかという、業務の執行が優先されている」と回答した割合が8%、「コンプライアンス意識が希薄、または、話題となる事が少ない」と回答した割合が2%であった。

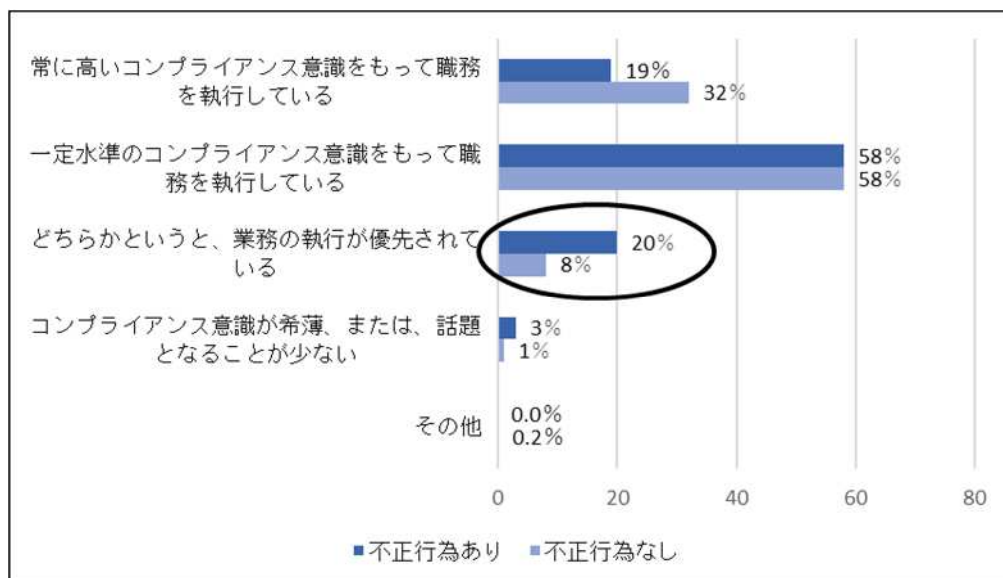
<取締役のコンプライアンス意識についてのアンケート結果>



出典：公益社団法人日本監査役協会「第3回適時調査 取締役のコンプライアンス意識」  
記載内容を基に弊社にて作成

同設問を過去に不正行為があった企業とそうでない企業別にアンケート結果を集計したところ、「どちらかという職務の執行が優先されている」と答えた割合が、前者で20%、後方で8%と、違いがでている。

<取締役のコンプライアンス意識についてのアンケート結果(不正行為の有無別)>

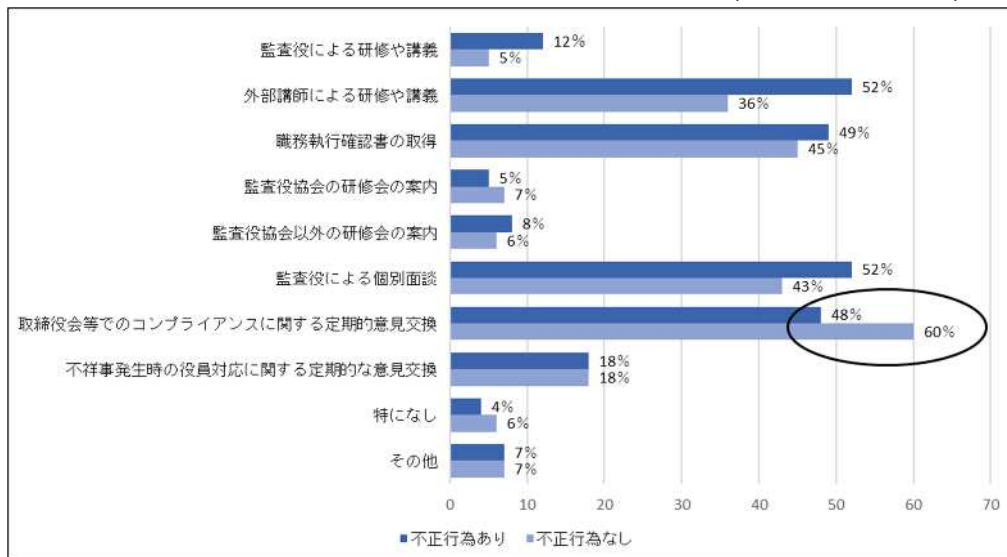


出典：公益社団法人日本監査役協会「第3回適時調査 取締役のコンプライアンス意識」  
記載内容を基に弊社にて作成

さらに、「取締役のコンプライアンス意識の把握や向上に関して実施している施策について近いものをお選びください」という設問において、過去に不正行為がない企業が、過去に不正行為があった企業を大きく上回った回答が「取締役会等でのコンプライアンスに関する定期的意見交換」

であった。不正行為のあった企業で48%であるのに対し、不正行為のない企業で60%と差がでていた。

#### <コンプライアンス意識向上施策についてのアンケート結果(不正行為の有無別)>



出典：公益社団法人日本監査役協会「第3回適時調査 取締役のコンプライアンス意識」  
記載内容を基に弊社にて作成

この結果から、取締役におけるコンプライアンス意識向上の機会が定期的に設定されていることは、不正行為の発生を抑制する上で、一定の効果があるものと推察できる。企業においては取締役会、経営会議といった会議体においてはもちろんのこと、監査役との対話の機会や研修など、取締役コンプライアンス意識の醸成を図る機会を積極的に創出していくことが肝要といえる。

\* 日本監査役協会はこれまでに適時調査として、「アフター・コロナを見据えた今後の往査」、「事業リスクとBCPの策定状況」をテーマに、2回調査を実施している。今回は3回目の調査で、同協会にE-mailアドレスが登録されている企業7,391社のうち2,655社から回答があった。

#### <情報開示>

##### ○証券取引等監視委員会が「令和4事務年度 開示検査事例集」を公表 リスク不開示に勧告

(参考情報：2023年8月31日付 証券取引等監視委員会 HP

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20230831-1.html>)

証券取引等監視委員会は8月31日、「令和4事務年度 開示検査事例集」を公表した。監視委は金融商品取引法に基づき、企業が開示する有価証券報告書(有報)などの公開情報に不備や虚偽がないか検査を実施しており、重大な開示規制違反が判明した場合には当該企業や金融庁長官等に、訂正報告書の提出や課徴金納付命令の勧告を促している。事例集は開示規制違反の発生を未然に防ぐため毎年作成しており、今回は新たに追加された4件を含む計45事例について、概要や原因、背景などをまとめた。

監視委は令和4事務年度(令和4年7月～令和5年6月)に、4社に対する課徴金納付命令を勧告した。このうち1社では、営業損失を売上の過大計上などで隠蔽していたことが判明。損失は継続的に発生しており、本来は有報の「事業等のリスク」として公表しなければならない事象

だったが、不適正な会計処理で隠蔽されたことで、リスクとして記載されなかった。監視委は、重要事象を開示しなかったことを問題視し、課徴金納付命令勧告を発出。「重要事象等の不記載」を対象に勧告を出したのは初めてだった。近年、法令改正などにより企業には非財務情報開示の充実が求められており、監視委は「非財務情報は資本市場にとって極めて重要な情報」と位置付けたいうえで、投資者への正確な情報提供のため、今後も各企業の開示内容を注視するとしている。

監視委は、各事例の分析で明らかになった不適正な会計処理や虚偽記載などにつながる背景・原因を事例集内のコラムで紹介している。

#### ■重要な虚偽報告につながった背景・原因例

経営トップ主導のコンプライアンスを無視した企業風土が蔓延していた
業績のため個人の成果主義に依拠したことで内部管理体制を構築できなかった
経営陣がリスク管理体制の脆弱性を認識しながら是正しなかった
担当者の業務を組織的にチェックする体制が欠如していた
監査役や内部監査室の不正リスクへの意識が希薄だった
取締役会で指摘や質問をしないなど監査役や社外取締役が機能不全だった

証券取引等監視委員会「令和4事務年度 開示検査事例集」を基に弊社で作成

重大な開示規制違反は過剰な業績を求める経営層の意向や企業風土、組織全体のコンプライアンス意識の欠如に起因しているケースが多いが、監視委はさらなる問題点として「取締役・監査役等が本来の役割を果たしていないなどガバナンスの機能不全がある」と指摘。上場企業に対し、適正な情報開示を行うための実効性のある体制が整備できているか点検を行うことや、監査役らが本来の役割を果たすことなどを通じて、ガバナンス向上に向けた自律的な取り組みを進めることを期待した。

#### <サイバーセキュリティ>

#### ○サイバー管理・対策の共通言語がアップデート NIST が「NIST Cybersecurity Framework 2.0」の草案を公表

(参考情報：2023年8月8日付 NIST「NIST Drafts Major Update to Its Widely Used Cybersecurity Framework」 <https://www.nist.gov/news-events/news/2023/08/nist-drafts-major-update-its-widely-used-cybersecurity-framework>)

米国国立標準技術研究所(NIST)は2023年8月8日、多くの企業・組織でサイバーセキュリティリスク対策・管理に活用されている「NIST Cybersecurity Framework 1.1(以下、NIST CSF1.1)」の後継となる「NIST Cybersecurity Framework 2.0(以下、NIST CSF2.0)」の草案を公表した。本フレームワークは「識別(Identify)」、「防御(Protect)」、「検知(Detect)」、「対応(Respond)」、「復旧(Recover)」で構成される5つのコア要素(フレームワークコア)と、それぞれの要素に対する4段階の評価軸(インプリメンテーションティア)を元に、網羅的にサイバーセキュリティリスク対策・管理の成熟度が評価できる。

NIST CSF2.0へのアップデートにおける大きな変更点を2点紹介する。

1 点目はフレームワークの対象範囲が拡大される点である。NIST CSF1.1の正式名称は「Framework for Improving Critical Infrastructure Cybersecurity」であり、重要インフラ事業者が費用



対効果に優れたサイバーセキュリティリスク対策・管理を行う際の「共通言語」としての利用を目的としている。一方、NIST CSFは優れた網羅性・汎用性の高さから、重要インフラ事業者に限らず、全ての業界・組織においてサイバーセキュリティリスク対策・管理を行う上で「共通言語」として活用されてきた。今回のアップデートより正式名称が「The NIST Cybersecurity Framework」へ変更、名実ともに重要インフラ事業者だけではなく、全ての組織を対象としたフレームワークと位置付けられることとなった。重要インフラ事業者から小規模事業者まで統一された対策指針の利用により、社会全体のサイバーセキュリティリスク対策の底上げおよび利用者からのフィードバックを通じた「共通言語」の継続的な改良が期待される。

2点目はコア要素に「統治(Govern)」が追加される点である。NIST CSF1.1では、「識別(Identify)」の機能の一つとして「Governance(ガバナンス)」が設定されていたが、NIST CSF2.0では新たに、従前からある5つのコア要素を適切に実施するための推進役として、「統治(Govern)」が6つめのコア要素に設定された。サイバーセキュリティリスクは組織の目標や文化と整合を図りながら、全社横断的な取り組みが求められるため、経営層の関与が不可欠である。新たに追加された「統治(Govern)」では、サイバーセキュリティリスク対策戦略の決定、リソースの配分や継続的な監視が求められており、サイバーセキュリティリスクに対して経営層が関与する必要性が強調されることとなった。

#### <NIST CSF2.0のコアフレームワーク図>



Fig. 2. Framework Functions

出典：NIST 「The NIST Cybersecurity Framework 2.0」

NISTは、NIST CSF2.0草案に関する意見募集を11月4日まで受け付けており、意見等を反映した完成版は2024年初頭に公開予定である。NIST CSF2.0のアップデートに伴い、国内企業におけるセキュリティ対策の指針やガイドライン等における要求事項が変更となる可能性があるため、各事業者において「共通言語」のアップデートを確認されたい。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研（株） リスクコンサルティング本部  
リスクマネジメント第三部**

[interrisk\\_csr@ms-ad-hd.com](mailto:interrisk_csr@ms-ad-hd.com)（危機管理・コンプライアンスグループ）

[interrisk\\_erm@ms-ad-hd.com](mailto:interrisk_erm@ms-ad-hd.com)（統合リスクマネジメントグループ）

[CyberRisk\\_irric@ms-ad-hd.com](mailto:CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com)（サイバーリスクグループ）

**リスクマネジメント第五部**

[kankyo@ms-ad-hd.com](mailto:kankyo@ms-ad-hd.com)（サステナビリティ第一グループ）

[sustainability2@ms-ad-hd.com](mailto:sustainability2@ms-ad-hd.com)（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

#### <危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

#### <統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
  - ・リスクマネジメント体制構築
  - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

#### <サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

#### <サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

#### <サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2023